

第 6 1 号議案

東京都台東区保育所における保育等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）
の制定に伴い、保育料の額を改定する等のため提出します。

東京都台東区保育所における保育等に関する条例の一部を
改正する条例

東京都台東区保育所における保育等に関する条例（昭和62年
3月台東区条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都台東区保育所等保育料条例

第1条中「第24条第1項の規定に基づく保育所における保育
を行うこと及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条
各号に掲げる目標を達成するための保育（以下「幼児教育」とい
う。）を行うこと並びに法第56条第3項の規定に基づく保育所
における」を「第39条第1項に規定する保育所及び東京都台東区
立幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」と
いう。）（以下これらを「保育所等」という。）において」に改め、
「、入園料」を削る。

第2条から第5条までを次のように改める。

（保育料の徴収）

第2条 東京都台東区長（以下「区長」という。）は、保育所（東
京都台東区立保育所条例（昭和36年4月台東区条例第2号。
以下「保育所条例」という。）第2条に規定する保育所に限る。）

又は幼保連携型認定こども園において保育を行ったときは、当
該児童の扶養義務者から、当該保育に係る費用を徴収する。

2 区長は、保育所（私立保育所に限る。）において保育を行った
ときは、当該児童の扶養義務者から、子ども・子育て支援法（平
成24年法律第65号）附則第6条第4項の規定により費用を

徴収する。

3 区長は、保育所等において法第24条第5項又は第6項の措置を行ったときは、法第56条第3項の規定により、法第51条第4号又は第5号に規定する費用を徴収する。

4 前3項の規定により徴収する費用（以下「保育料」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第4条第1項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である児童に係る保育料 別表第1に定める額

(2) 府令第4条第1項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である児童に係る保育料 別表第2に定める額

5 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、保育所等又は法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等における保育が行われている児童が2人以上いる場合においては、当該世帯の保育所等又は同項に規定する家庭的保育事業等における保育を行うことに係る児童のうち、最年長の児童（同一年齢の児童が2人以上いるときは、そのうち1人とする。以下同じ。）以外の児童に係る保育料の額は、当該児童1人につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 最年長の児童の次に年長の児童（同一年齢の児童が2人

以上いるときは、そのうち1人とする。以下同じ。) 別表第

1又は別表第2に定める額の2分の1に相当する額

(2) 前号に掲げる児童以外の児童 無料

(延長保育料の徴収)

第3条 区長は、保育所等において保育を行った児童(私立保育所及び保育所条例第7条ただし書の規定により区長が指定するものが管理する保育所(以下「指定管理保育所」という。))において保育を行う児童を除く。)について延長保育を承認した場合は、当該児童の扶養義務者から延長保育料として、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を徴収する。

(1) 保育所条例第6条第1項の開所時間又は東京都台東区立幼保連携型認定こども園条例(平成26年12月台東区条例第号。以下「幼保連携型認定こども園条例」という。)第4条第1項の開園時間を超えて行う保育に係る延長保育料 別表第3に定める額

(2) 保育所条例第6条第2項又は幼保連携型認定こども園条例第4条第2項の保育の利用時間を超え、保育所条例第6条第1項の開所時間又は幼保連携型認定こども園条例第4条第1項の開園時間の範囲内において行う保育に係る延長保育料 別表第4に定める額

(短時間保育料の徴収)

第4条 区長は、幼保連携型認定こども園又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項の認定を受けた保育所(私立保育所を除く。)において学校教育法(昭和22年法律第26号)

第23条各号に掲げる目標を達成するための教育(以下「幼児教育」という。)を行ったとき(保育所等において保育を行うことに係る児童以外の児童に行う場合に限る。)は、当該児童の扶養義務者から短時間保育料として、別表第5に定める額を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校の第1学年から第3学年までに在学し、又は幼稚園その他の台東区規則(以下「規則」という。)で定める施設等に在籍し、若しくは当該施設等を利用している児童(以下「対象児童」という。)が2人以上いる場合においては、当該世帯の対象児童のうち、最年長の児童以外の児童に係る短時間保育料の額は、当該児童1人につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 最年長の児童の次に年長の児童 別表第5に定める額の
2分の1に相当する額

(2) 前号に掲げる児童以外の児童 無料

(預かり保育料の徴収)

第5条 区長は、幼児教育を行った児童(保育所等において保育を行うことに係る児童及び指定管理保育所において幼児教育を行った児童を除く。)について預かり保育を承認した場合は、当該児童の扶養義務者から預かり保育料として、別表第6に定める額を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、対象児童が2人以上いる場合においては、当該世帯の対象児童のうち、最年長の児童以外の児童に係る預かり保育料の額は、当該児童

1人につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 最年長の児童の次に年長の児童 別表第6に定める額の2分の1に相当する額

(2) 前号に掲げる児童以外の児童 無料

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる児童に係る預かり保育料の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 別表第5に定める階層区分がD6に属する世帯の児童
別表第6に定める額の2分の1に相当する額

(2) 別表第5に定める階層区分がAからD5までに属する世帯の児童 無料

4 第2項各号のいずれかに該当し、かつ、前項各号のいずれかにも該当する児童については、低額となる額を適用するものとする。

第6条を削る。

第7条中「前3条」を「第2条から前条まで」に改め、「入園料」を削り、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条中「第4条、第5条及び第6条に基づく」を「第2条から第5条までの規定による」に改め、同条を第8条とする。

第10条第2項中「第56条第10項の規定に基づき」を「第56条第7項若しくは第8項又は子ども・子育て支援法附則第6条第7項の規定により」に改め、同条を第9条とする。

第11条の見出しを「(委任)」に改め、同条を第10条とする。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料月額 (児童単位)		
階層区分	定義	3 歳未満児	3 歳児	4 歳以上児
A	生活保護法 (昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号) による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 3 0 号) による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0
B	A 階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯			
C	A 階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯 (所得割非課税世帯)	1,900	1,300	1,300
D 1	A 階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が 9,500 円未満である世帯	2,400	2,000	2,000
D 2	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が 9,500 円以上 18,700 円未満である世帯	3,200	2,800	2,700
D 3	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が 18,700 円以上 27,900 円未満である世帯	7,100	5,900	5,900
D 4	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が 27,900 円以上 37,100 円未満である世帯	8,800	7,800	7,700
D 5	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が 37,100 円以上 45,900 円未満である世帯	10,100	10,000	9,900
D 6	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が 45,900 円以上 65,800 円未満である世帯	16,700	11,800	11,700
D 7	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が 65,800 円以上 85,900 円未満である世帯	21,000	13,900	13,800
D 8	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が 85,900 円以上 105,900 円未満である世帯	23,800	15,800	15,700
D 9	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が 105,900 円以上 125,800 円未満である世帯	26,400	17,600	17,500
D 10	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が 125,800 円以上 148,700 円未満である世帯	28,800	19,200	19,000
D 11	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が 148,700 円以上 188,800 円未満である世帯	31,300	20,700	20,500

D 12	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 188,800 円以上 216,200 円未満である世帯	33,500	22,400	20,700
D 13	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 216,200 円以上 242,100 円未満である世帯	35,900	24,000	20,800
D 14	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 242,100 円以上 268,200 円未満である世帯	38,000	25,200	21,000
D 15	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 268,200 円以上 294,200 円未満である世帯	40,300	26,600	21,200
D 16	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 294,200 円以上 320,100 円未満である世帯	42,400	26,800	21,400
D 17	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 320,100 円以上 343,500 円未満である世帯	44,600	27,100	21,600
D 18	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 343,500 円以上 356,500 円未満である世帯	46,500	27,300	21,700
D 19	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 356,500 円以上 369,400 円未満である世帯	48,800	27,500	21,900
D 20	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 369,400 円以上 434,500 円未満である世帯	53,300	27,700	22,100
D 21	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 434,500 円以上 499,500 円未満である世帯	60,600	28,000	22,300
D 22	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 499,500 円以上 552,900 円未満である世帯	67,100	28,200	22,500
D 23	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 552,900 円以上 606,300 円未満である世帯	72,400	28,400	22,600
D 24	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 606,300 円以上 659,700 円未満である世帯	73,000	28,700	22,800
D 25	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 659,700 円以上 713,100 円未満である世帯	73,600	28,900	23,000
D 26	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 713,100 円以上 766,500 円未満である世帯	74,100	29,100	23,200
D 27	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 766,500 円以上 である世帯	74,700	29,300	23,400

備考

1 この表において「区市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第

226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)をいう。

2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等の額によって課する市町村民税をいう。

3 この表において「所得割」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得によって課する市町村民税をいう。ただし、当該市町村民税の額を計算する場合には、規則で定める規定は適用しない。

4 4月から8月までの月分の保育料の額に係るこの表の適用については、「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。

5 3歳児又は3歳未満児として保育所等における保育を行った児童については、当該年度中は、同一年齢とみなしてこの表を適用する。

別表第2(第2条関係)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料月額(児童単位)		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯			
C	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯(所得割非課税世帯)	1,700	1,100	1,100
D1	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が9,500円未満である世帯	2,100	1,800	1,800
D2	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が9,500円以上18,700円未満である世帯	2,800	2,500	2,400
D3	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が18,700円以上27,900円未満である世帯	6,300	5,300	5,300
D4	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が27,900円以上37,100円未満である世帯	7,900	7,000	6,900

D 5	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 37,100 円以上 45,900 円未満である世帯	9,000	9,000	8,900
D 6	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 45,900 円以上 65,800 円未満である世帯	15,000	10,600	10,500
D 7	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 65,800 円以上 85,900 円未満である世帯	18,900	12,500	12,400
D 8	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 85,900 円以上 105,900 円未満である世帯	21,400	14,200	14,100
D 9	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 105,900 円以上 125,800 円未満である世帯	23,700	15,800	15,700
D 10	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 125,800 円以上 148,700 円未満である世帯	25,900	17,200	17,100
D 11	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 148,700 円以上 188,800 円未満である世帯	28,100	18,600	18,400
D 12	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 188,800 円以上 216,200 円未満である世帯	30,100	20,100	18,600
D 13	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 216,200 円以上 242,100 円未満である世帯	32,300	21,600	18,700
D 14	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 242,100 円以上 268,200 円未満である世帯	34,200	22,600	18,900
D 15	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 268,200 円以上 294,200 円未満である世帯	36,200	23,900	19,000
D 16	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 294,200 円以上 320,100 円未満である世帯	38,100	24,100	19,200
D 17	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 320,100 円以上 343,500 円未満である世帯	40,100	24,300	19,400
D 18	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 343,500 円以上 356,500 円未満である世帯	41,800	24,500	19,500
D 19	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 356,500 円以上 369,400 円未満である世帯	43,900	24,700	19,700
D 20	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 369,400 円以上 434,500 円未満である世帯	47,900	24,900	19,800
D 21	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 434,500 円以上 499,500 円未満である世帯	54,500	25,200	20,000

D 22	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 499,500 円以上 552,900 円未満である世帯	60,300	25,300	20,200
D 23	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 552,900 円以上 606,300 円未満である世帯	65,100	25,500	20,300
D 24	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 606,300 円以上 659,700 円未満である世帯	65,700	25,800	20,500
D 25	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 659,700 円以上 713,100 円未満である世帯	66,200	26,000	20,700
D 26	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 713,100 円以上 766,500 円未満である世帯	66,600	26,100	20,800
D 27	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 766,500 円以上 である世帯	67,200	26,300	21,000

備考

- この表において「区市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）をいう。
- この表において「均等割」とは、地方税法第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等の額によって課する市町村民税をいう。
- この表において「所得割」とは、地方税法第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得によって課する市町村民税をいう。ただし、当該市町村民税の額を計算する場合には、規則で定める規定は適用しない。
- 4 月から 8 月までの月分の保育料の額に係るこの表の適用については、「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。
- 3 歳児又は 3 歳未満児として保育所等における保育を行った児童については、当該年度中は、同一年齢とみなしてこの表を適用する。

別表第 3（第 3 条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		延長保育料月額（児童単位）		
階層区分	定義	延長保育を行う時間が 1 時間以下の場合	延長保育を行う時間が 1 時間を超えて 2 時間以下の場合	延長保育を行う時間が 2 時間を超えて 4 時間以下の場合

		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
B	A階層を除き当該年度分の区市町村税非課税世帯									
C	A階層を除き当該年度分の区市町村税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	600	600	600	800	800	800	1,300	1,300	1,300
D1	A階層を除き当該年度分の区市町村税のうち所得割課税額が9,500円未満である世帯									
D2	当該年度分の区市町村税のうち所得割課税額が9,500円以上18,700円未満である世帯									
D3	当該年度分の区市町村税のうち	900	900	900	1,200	1,200	1,200	2,000	2,000	2,000

	世帯	所得割課税額が18,700円以上27,900円未満である世帯									
	D 4	当該年度の区市町村税のうち所得割課税額が27,900円以上37,100円未満である世帯									
	D 5	当該年度の区市町村税のうち所得割課税額が37,100円以上45,900円未満である世帯									
	D 6	当該年度の区市町村税のうち所得割課税額が45,900円以上65,800円未満である世帯	1,600	1,400	1,400	2,200	1,900	1,900	3,500	3,000	3,000
	D 7	当該年度の区市町村税のうち所得割課税額が65,800円以上85,900円未満である世帯	2,000			2,800			4,500		

D 8	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が 85,900 円以上 105,900 円未満である世帯	2,300			3,200			5,100	3,100	3,100
D 9	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が 105,900 円以上 125,800 円未満である世帯	2,500	1,600	1,600	3,500	2,300	2,300	5,600	3,600	3,600
D 10	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が 125,800 円以上 148,700 円未満である世帯	2,800	1,900	1,800	3,900	2,500	2,400	6,200	4,100	3,900
D 11	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が 148,700 円以上 188,800 円未満である世帯	3,000	2,000	2,000	4,200	2,800	2,800	6,700	4,400	4,400
D 12	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が 188,800 円以上 216,200 円未	3,300	2,100		4,600	2,900		7,200	4,700	

	満である世帯									
D 13	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が216,200円以上242,100円未満である世帯	3,500	2,300		4,900	3,200	2,900	7,800	5,100	4,500
D 14	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が242,100円以上268,200円未満である世帯	3,700	2,400	2,100	5,100	3,300		8,100	5,300	
D 15	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が268,200円以上294,200円未満である世帯	4,000	2,500		5,500	3,500		8,700	5,600	4,600
D 16	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が294,200円以上320,100円未満である世帯	4,100	2,600		5,800			9,100	5,700	
D 17	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が32	4,400			6,100	3,600	3,000	9,700		

	0,100 円以上 343,500 円未満である世帯									
D 18	当該年度分の区市町村税のうち所得割課税額が 343,500 円以上 356,500 円未満である世帯	4,500			6,400			10,000	5,800	4,700
D 19	当該年度分の区市町村税のうち所得割課税額が 356,500 円以上 369,400 円未満である世帯	4,800			6,800			10,700		
D 20	当該年度分の区市町村税のうち所得割課税額が 369,400 円以上 434,500 円未満である世帯	5,200	2,700	2,200	7,300			11,500	5,900	
D 21	当該年度分の区市町村税のうち所得割課税額が 434,500 円以上 499,500 円未満である世帯	5,900			8,300	3,700	3,100	13,000		4,800
D 22	当該年度分の区市町村税	6,600			9,200			14,500	6,000	

D 27	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が766,500円以上である世帯	7,400	10,200	3,900	16,200	6,200

備考

- この表において「区市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）をいう。
- この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等の額によって課する市町村民税をいう。
- この表において「所得割」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得によって課する市町村民税をいう。ただし、当該市町村民税の額を計算する場合には、規則で定める規定は適用しない。
- 4月から8月までの月分の延長保育料の額に係るこの表の適用については、「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。
- 3歳児又は3歳未満児として保育所等における保育を行った児童については、当該年度中は、同一年齢とみなしてこの表を適用する。

別表第4（第3条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		延長保育料月額 (児童単位)		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯			
C	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	100	100	100

D 1	A階層を除き当該年度分の区市町村民税所得割課税世帯	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 9,500 円未満である世帯			
D 2		当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 9,500 円以上 18,700 円未満である世帯	200		
D 3		当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 18,700 円以上 27,900 円未満である世帯	400	300	300
D 4		当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 27,900 円以上 37,100 円未満である世帯		400	400
D 5		当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 37,100 円以上 45,900 円未満である世帯	500	500	500
D 6		当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 45,900 円以上 65,800 円未満である世帯	800	600	600
D 7		当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 65,800 円以上 85,900 円未満である世帯	1,000	700	700
D 8		当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 85,900 円以上 105,900 円未満である世帯	1,200	800	800
D 9		当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 105,900 円以上 125,800 円未満である世帯	1,300	900	900
D 10		当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 125,800 円以上 148,700 円未満である世帯	1,400	1,000	
D 11		当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 148,700 円以上 188,800 円未満である世帯	1,600		1,000
D 12		当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 188,800 円以上 216,200 円未満である世帯	1,700	1,100	
D 13		当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 216,200 円以上 242,100 円未満である世帯	1,800	1,200	
D 14		当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 242,100 円以上 268,200 円未満である世帯	1,900	1,300	
D 15		当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 268,200 円以上 294,200 円未満である世帯	2,000		1,100
D 16		当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 294,200 円以上 320,100 円未満である世帯	2,100		
D 17		当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 320,100 円以上 343,500 円未満である世帯	2,200	1,400	

D 18	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 343,500 円以上 356,500 円未満である世帯	2,300		
D 19	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 356,500 円以上 369,400 円未満である世帯	2,400		
D 20	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 369,400 円以上 434,500 円未満である世帯	2,700		
D 21	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 434,500 円以上 499,500 円未満である世帯	3,000		
D 22	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 499,500 円以上 552,900 円未満である世帯	3,400		
D 23	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 552,900 円以上 606,300 円未満である世帯	3,600		
D 24	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 606,300 円以上 659,700 円未満である世帯			
D 25	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 659,700 円以上 713,100 円未満である世帯	3,700		
D 26	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 713,100 円以上 766,500 円未満である世帯		1,500	1,200
D 27	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 766,500 円以上 である世帯			

備考

- 1 この表において「区市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）をいう。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等の額によって課する市町村民税をいう。
- 3 この表において「所得割」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得によって課する市町村民税をいう。ただし、当該市町村民税の額を計算する場合には、規則で定める規定は適用しない。
- 4 4月から8月までの月分の延長保育料の額に係るこの表の適用については、「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。

5 3歳児又は3歳未満児として保育所等における保育を行った児童については、当該年度中は、同一年齢とみなしてこの表を適用する。

別表第5（第4条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		短時間保育料月額 (児童単位)
階層区分	定義	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯	
C	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	
D 1	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が9,500円未満である世帯	
D 2	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が9,500円以上18,700円未満である世帯	
D 3	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が18,700円以上27,900円未満である世帯	600
D 4	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が27,900円以上37,100円未満である世帯	1,500
D 5	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が37,100円以上45,900円未満である世帯	2,500
D 6	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が45,900円以上65,800円未満である世帯	3,300
D 7	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が65,800円以上85,900円未満である世帯	4,200
D 8	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が85,900円以上105,900円未満である世帯	5,100
D 9	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が105,900円以上125,800円未満である世帯	5,900
D 10	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が125,800円以上148,700円未満である世帯	6,600

D 11	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 148,700 円以上 188,800 円未満である世帯	7,300
D 12	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 188,800 円以上 216,200 円未満である世帯	7,400
D 13	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 216,200 円以上 242,100 円未満である世帯	
D 14	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 242,100 円以上 268,200 円未満である世帯	7,500
D 15	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 268,200 円以上 294,200 円未満である世帯	7,600
D 16	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 294,200 円以上 320,100 円未満である世帯	7,700
D 17	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 320,100 円以上 343,500 円未満である世帯	7,800
D 18	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 343,500 円以上 356,500 円未満である世帯	
D 19	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 356,500 円以上 369,400 円未満である世帯	7,900
D 20	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 369,400 円以上 434,500 円未満である世帯	8,000
D 21	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 434,500 円以上 499,500 円未満である世帯	8,100
D 22	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 499,500 円以上 552,900 円未満である世帯	8,200
D 23	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 552,900 円以上 606,300 円未満である世帯	
D 24	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 606,300 円以上 659,700 円未満である世帯	8,300
D 25	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 659,700 円以上 713,100 円未満である世帯	8,400
D 26	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 713,100 円以上 766,500 円未満である世帯	8,500
D 27	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 766,500 円以上 である世帯	8,600

備考

- この表において「区市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）をいう。
- この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等の額によって課する市町村民税をいう。
- この表において「所得割」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得によって課する市町村民税をいう。ただし、当該市町村民税の額を計算する場合には、規則で定める規定は適用しない。
- 4月から8月までの月分の短時間保育料の額に係るこの表の適用については、「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。

別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6（第5条関係）

種別		金額
幼保連携型認定こども園		日額400円
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項の認定を受けた保育所	幼児教育を行う日	日額770円
	幼児教育を行わない日	日額1,650円

付 則

（施行期日）

- この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の別表第1から別表第5までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月以後の月分に係る保育料、延長保育料及び短時間保育料について適用し、施行日の属する月の前月以前の月分の保育料、延長保育

料及び短時間保育料については、なお従前の例による。

- 3 施行日の属する年度における改正後の第2条第4項第1号の保育料の額は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料月額（児童単位）		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯			
C	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,900	1,300	1,300
D 1	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が9,500円未満である世帯	2,400	2,000	2,000
D 2	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が9,500円以上18,700円未満である世帯	3,100	2,700	2,600
D 3	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が18,700円以上27,900円未満である世帯	6,900	5,700	5,700
D 4	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が27,900円以上37,100円未満である世帯	8,500	7,500	7,400
D 5	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が37,100円以上45,900円未満である世帯	9,700	9,600	9,500
D 6	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が45,900円以上65,800円未満である世帯	16,000	11,300	11,200
D 7	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が65,800円以上85,900円未満である世帯	20,000	13,300	13,200
D 8	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が85,900円以上105,900円未満である世帯	22,600	15,000	14,900
D 9	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が105,900円以上125,800円未満である世帯	25,000	16,700	16,600

D 10	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 125,800 円以上 148,700 円未満である世帯	27,100	18,100	17,900
D 11	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 148,700 円以上 188,800 円未満である世帯	29,400	19,400	19,200
D 12	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 188,800 円以上 216,200 円未満である世帯	31,300	20,900	19,300
D 13	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 216,200 円以上 242,100 円未満である世帯	33,400	22,300	19,400
D 14	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 242,100 円以上 268,200 円未満である世帯	35,200	23,400	19,500
D 15	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 268,200 円以上 294,200 円未満である世帯	37,200	24,600	19,600
D 16	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 294,200 円以上 320,100 円未満である世帯	39,000	24,700	19,700
D 17	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 320,100 円以上 343,500 円未満である世帯	40,900	24,800	19,800
D 18	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 343,500 円以上 356,500 円未満である世帯	42,500	24,900	
D 19	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 356,500 円以上 369,400 円未満である世帯	44,400	25,000	19,900
D 20	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 369,400 円以上 434,500 円未満である世帯	48,300	25,100	20,000
D 21	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 434,500 円以上 499,500 円未満である世帯	54,700	25,300	20,100
D 22	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 499,500 円以上 552,900 円未満である世帯	60,400	25,400	20,200
D 23	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 552,900 円以上 606,300 円未満である世帯	64,900	25,500	20,300
D 24	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 606,300 円以上 659,700 円未満である世帯	65,200	25,600	20,400
D 25	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 659,700 円以上 713,100 円未満である世帯	65,500	25,700	20,500
D 26	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 713,100 円以上 766,500 円未満である世帯	65,800	25,800	20,600

D 27	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 766,500 円以上 である世帯	66,100	25,900	20,700
------	--	--------	--------	--------

備考

- 1 この表において「区市町村民税」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）をいう。
 - 2 この表において「均等割」とは、地方税法第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等の額によって課する市町村民税をいう。
 - 3 この表において「所得割」とは、地方税法第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得によって課する市町村民税をいう。ただし、当該市町村民税の額を計算する場合には、台東区規則（以下「規則」という。）で定める規定は適用しない。
 - 4 4 月から 8 月までの月分の保育料の額に係るこの表の適用については、「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。
 - 5 3 歳児又は 3 歳未満児として保育所等における保育を行った児童については、当該年度中は、同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 4 施行日の属する年度における改正後の第 2 条第 4 項第 2 号の保育料の額は、改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料月額（児童単位）		
階層区分	定義	3 歳未満児	3 歳児	4 歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0
B	A 階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯			

C	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,700	1,100	1,100
D 1	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が9,500円未満である世帯	2,100	1,800	1,800
D 2	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が9,500円以上18,700円未満である世帯	2,700	2,400	2,300
D 3	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が18,700円以上27,900円未満である世帯	6,200	5,100	5,100
D 4	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が27,900円以上37,100円未満である世帯	7,600	6,700	6,600
D 5	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が37,100円以上45,900円未満である世帯	8,700	8,600	8,500
D 6	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が45,900円以上65,800円未満である世帯	14,400	10,100	10,000
D 7	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が65,800円以上85,900円未満である世帯	18,000	11,900	11,800
D 8	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が85,900円以上105,900円未満である世帯	20,300	13,500	13,400
D 9	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が105,900円以上125,800円未満である世帯	22,500	15,000	14,900
D 10	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が125,800円以上148,700円未満である世帯	24,300	16,200	16,100
D 11	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が148,700円以上188,800円未満である世帯	26,400	17,400	17,200
D 12	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が188,800円以上216,200円未満である世帯	28,100	18,800	17,300
D 13	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が216,200円以上242,100円未満である世帯	30,000	20,000	17,400
D 14	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が242,100円以上268,200円未満である世帯	31,600	21,000	17,500
D 15	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が268,200円以上294,200円未満である世帯	33,400	22,100	17,600
D 16	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が294,200円以上320,100円未満である世帯	35,100	22,200	17,700

D 17	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 320,100 円以上 343,500 円未満である世帯	36,800	22,300	17,800
D 18	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 343,500 円以上 356,500 円未満である世帯	38,200	22,400	
D 19	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 356,500 円以上 369,400 円未満である世帯	39,900	22,500	17,900
D 20	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 369,400 円以上 434,500 円未満である世帯	43,400		18,000
D 21	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 434,500 円以上 499,500 円未満である世帯	49,200	22,700	
D 22	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 499,500 円以上 552,900 円未満である世帯	54,300	22,800	18,100
D 23	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 552,900 円以上 606,300 円未満である世帯	58,400	22,900	18,200
D 24	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 606,300 円以上 659,700 円未満である世帯	58,600	23,000	18,300
D 25	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 659,700 円以上 713,100 円未満である世帯	58,900	23,100	18,400
D 26	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 713,100 円以上 766,500 円未満である世帯	59,200	23,200	18,500
D 27	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 766,500 円以上 である世帯	59,400	23,300	18,600

備考

- 1 この表において「区市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）をいう。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等の額によって課する市町村民税をいう。
- 3 この表において「所得割」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得によって課する市町村民税をいう。ただし、当該市町村民税の額を計算する場合には、規則で定める規定は適用しない。
- 4 4月から8月までの月分の保育料の額に係るこの表の適用について

	除き当該年度分の区市町村民税所得割課税世帯	所得割課税額が9,500円未満である世帯									
D 2		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が9,500円以上18,700円未満である世帯									
D 3		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が18,700円以上27,900円未満である世帯	900	900	900	1,200	1,200	1,200	1,900	1,900	1,900
D 4		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が27,900円以上37,100円未満である世帯									
D 5		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が37,100円以上45,900円未満である世帯									
D 6		当該年度分の区市町村民税のうち所得割	1,500	1,300	1,300	2,100	1,800	1,800	3,400	2,900	2,900

	税額が 45,900 円以上 65,800 円未満である世帯									
D 7	当該年度分の区市町村税のうち所得割課税額が 65,800 円以上 85,900 円未満である世帯	1,900			2,700			4,300		
D 8	当該年度分の区市町村税のうち所得割課税額が 85,900 円以上 105,900 円未満である世帯	2,200			3,000			4,800		
D 9	当該年度分の区市町村税のうち所得割課税額が 105,900 円以上 125,800 円未満である世帯	2,400	1,500	1,500	3,300	2,200	2,200	5,300	3,400	3,400
D 10	当該年度分の区市町村税のうち所得割課税額が 125,800 円以上 148,700 円未満である世帯	2,600	1,800	1,700	3,700	2,400	2,300	5,800	3,900	3,700
D 11	当該年度分の区市	2,800	1,900	1,900	3,900	2,600	2,600	6,300	4,100	4,100

	町村民税のうち所得割課税額が148,700円以上188,800円未満である世帯								
D 12	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が188,800円以上216,200円未満である世帯	3,100	2,000	4,300	2,700		6,700	4,400	
D 13	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が216,200円以上242,100円未満である世帯	3,300	2,100	4,600	3,000	2,700	7,300	4,700	4,200
D 14	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が242,100円以上268,200円未満である世帯	3,400	2,200	4,700	3,100		7,500	4,900	
D 15	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が268,200円以上294,200円未満である世帯	3,700	2,300	5,100	3,200		8,000	5,200	

D 16	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が294,200円以上320,100円未満である世帯	3,800	2,400	5,300		8,400		
D 17	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,100円以上343,500円未満である世帯	4,000		5,600	3,300	8,900		
D 18	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が343,500円以上356,500円未満である世帯	4,100		5,800		9,100	5,300	4,300
D 19	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が356,500円以上369,400円未満である世帯	4,400		6,200		9,700		
D 20	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が369,400円以上434,500円未	4,700	2,000	6,600		10,400		

	満である世帯						
D 21	当該年度分の区市町村税のうち所得割課税額が434,500円以上499,500円未満である世帯	5,300		7,500		2,800	11,700
D 22	当該年度分の区市町村税のうち所得割課税額が499,500円以上552,900円未満である世帯	5,900		8,300		13,000	5,400
D 23	当該年度分の区市町村税のうち所得割課税額が552,900円以上606,300円未満である世帯	6,400		8,900		14,100	4,400
D 24	当該年度分の区市町村税のうち所得割課税額が606,300円以上659,700円未満である世帯				3,400		
D 25	当該年度分の区市町村税のうち所得割課税額が65	2,500		9,000		14,200	

	9,700 円以上 713,100 円未満である世帯								
D 26	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が 713,100 円以上 766,500 円未満である世帯	6,500					14,300		
D 27	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が 766,500 円以上である世帯							5,500	

備考

- 1 この表において「区市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）をいう。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等の額によって課する市町村民税をいう。
- 3 この表において「所得割」とは、地方税法第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得によって課する市町村民税をいう。ただし、当該市町村民税の額を計算する場合には、規則で定める規定は適用しない。
- 4 4 月から 8 月までの月分の延長保育料の額に係るこの表の適用については、「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。
- 5 3 歳児又は 3 歳未満児として保育所等における保育を行った児童については、当該年度中は、同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 6 施行日の属する年度における改正後の第 3 条第 2 号の延長保

育料の額は、改正後の別表第4の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		延長保育料月額 (児童単位)			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯				
C	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯(所得割非課税世帯)	100	100	100	
D 1	A階層を除き当該年度分の区市町村民税所得割課税世帯	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が9,500円未満である世帯			
D 2		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が9,500円以上18,700円未満である世帯	200		
D 3		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が18,700円以上27,900円未満である世帯	300	300	300
D 4		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が27,900円以上37,100円未満である世帯	400	400	400
D 5		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が37,100円以上45,900円未満である世帯	500	500	500
D 6		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が45,900円以上65,800円未満である世帯	800	600	600
D 7		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が65,800円以上85,900円未満である世帯	1,000	700	700
D 8		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が85,900円以上105,900円未満である世帯	1,100		
D 9		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が105,900円以上125,800円未満である世帯	1,200	800	800
D 10		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が125,800円以上148,700円未満である世帯	1,400	900	900
D 11		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が148,700円以上188,800円未満である世帯	1,500	1,000	1,000

D 12	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 188,800 円以上 216,200 円未満である世帯	1,600	
D 13	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 216,200 円以上 242,100 円未満である世帯	1,700	1,100
D 14	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 242,100 円以上 268,200 円未満である世帯	1,800	1,200
D 15	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 268,200 円以上 294,200 円未満である世帯	1,900	
D 16	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 294,200 円以上 320,100 円未満である世帯		
D 17	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 320,100 円以上 343,500 円未満である世帯	2,000	
D 18	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 343,500 円以上 356,500 円未満である世帯	2,100	
D 19	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 356,500 円以上 369,400 円未満である世帯	2,200	
D 20	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 369,400 円以上 434,500 円未満である世帯	2,400	1,300
D 21	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 434,500 円以上 499,500 円未満である世帯	2,700	
D 22	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 499,500 円以上 552,900 円未満である世帯	3,000	
D 23	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 552,900 円以上 606,300 円未満である世帯	3,200	
D 24	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 606,300 円以上 659,700 円未満である世帯	3,300	
D 25	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 659,700 円以上 713,100 円未満である世帯		
D 26	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 713,100 円以上 766,500 円未満である世帯		
D 27	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 766,500 円以上 である世帯		

備考

1 この表において「区市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村

民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）をいう。

2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等の額によって課する市町村民税をいう。

3 この表において「所得割」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得によって課する市町村民税をいう。ただし、当該市町村民税の額を計算する場合には、規則で定める規定は適用しない。

4 4月から8月までの月分の延長保育料の額に係るこの表の適用については、「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。

5 3歳児又は3歳未満児として保育所等における保育を行った児童については、当該年度中は、同一年齢とみなしてこの表を適用する。

7 施行日の属する年度における改正後の第4条第1項の短時間保育料の額は、改正後の別表第5の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		短時間保育料月額 (児童単位)
階層区分	定義	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯	
C	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	
D 1	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が9,500円未満である世帯	
D 2	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が9,500円以上18,700円未満である世帯	
D 3	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が18,700円以上27,900円未満である世帯	600

D 4	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 27,900 円以上 37,100 円未満である世帯	1,500
D 5	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 37,100 円以上 45,900 円未満である世帯	2,500
D 6	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 45,900 円以上 65,800 円未満である世帯	3,300
D 7	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 65,800 円以上 85,900 円未満である世帯	4,200
D 8	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 85,900 円以上 105,900 円未満である世帯	5,000
D 9	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 105,900 円以上 125,800 円未満である世帯	5,400
D 10	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 125,800 円以上 148,700 円未満である世帯	5,800
D 11	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 148,700 円以上 188,800 円未満である世帯	6,100
D 12	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 188,800 円以上 216,200 円未満である世帯	6,200
D 13	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 216,200 円以上 242,100 円未満である世帯	
D 14	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 242,100 円以上 268,200 円未満である世帯	
D 15	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 268,200 円以上 294,200 円未満である世帯	6,300
D 16	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 294,200 円以上 320,100 円未満である世帯	
D 17	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 320,100 円以上 343,500 円未満である世帯	6,400
D 18	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 343,500 円以上 356,500 円未満である世帯	
D 19	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 356,500 円以上 369,400 円未満である世帯	
D 20	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 369,400 円以上 434,500 円未満である世帯	6,500

D 21	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 434,500 円以上 499,500 円未満である世帯	
D 22	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 499,500 円以上 552,900 円未満である世帯	6,600
D 23	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 552,900 円以上 606,300 円未満である世帯	
D 24	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 606,300 円以上 659,700 円未満である世帯	
D 25	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 659,700 円以上 713,100 円未満である世帯	6,700
D 26	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 713,100 円以上 766,500 円未満である世帯	
D 27	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 766,500 円以上 である世帯	6,800

備考

- 1 この表において「区市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）をいう。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等の額によって課する市町村民税をいう。
- 3 この表において「所得割」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得によって課する市町村民税をいう。ただし、当該市町村民税の額を計算する場合には、規則で定める規定は適用しない。
- 4 4月から8月までの月分の短時間保育料の額に係るこの表の適用については、「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。